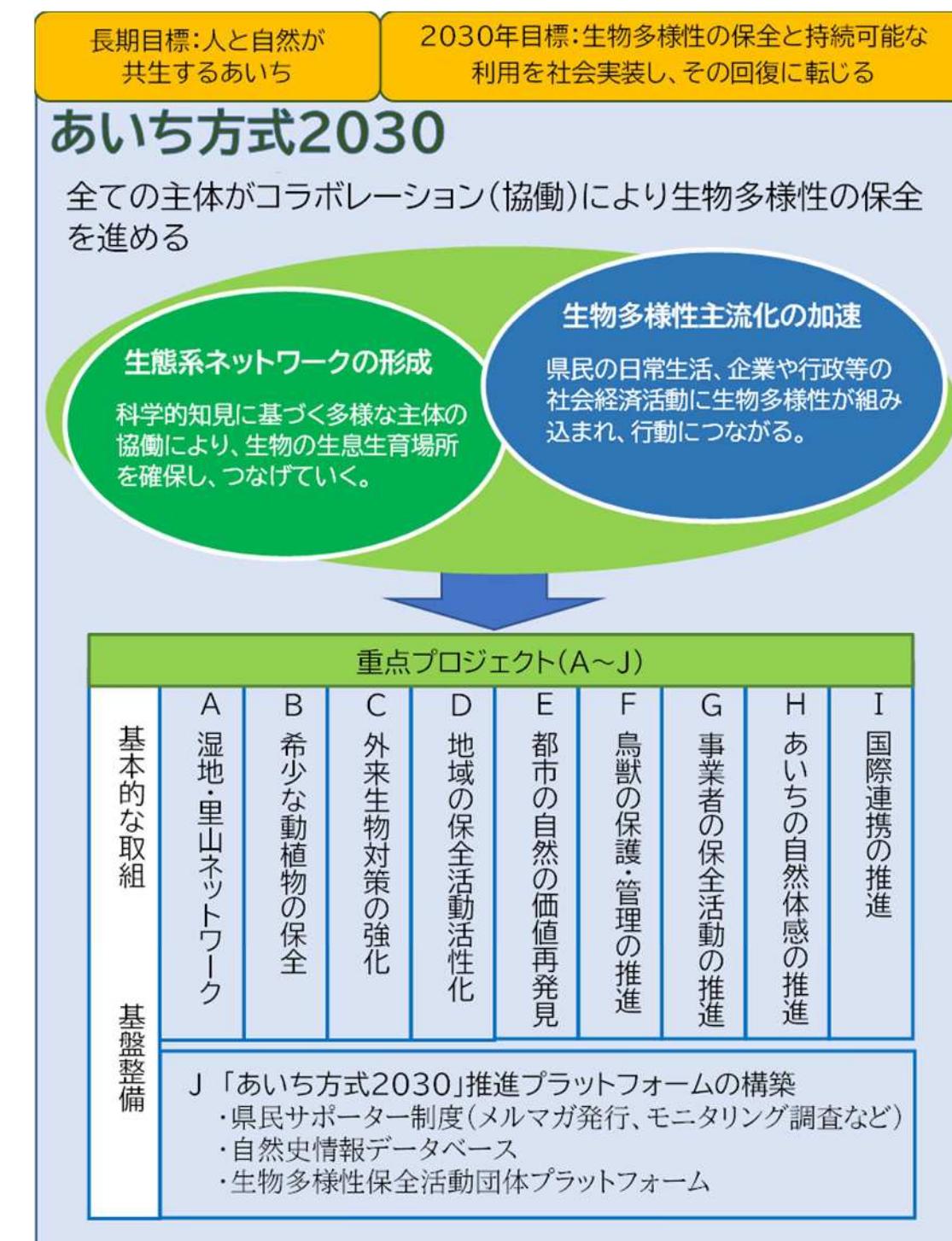


あいち生物多様性戦略 2030 の概要及び中間見直しについて

1 あいち生物多様性戦略 2030 の概要

本戦略は、生物多様性基本法第13条第1項に基づく生物多様性地域戦略であり、県内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的計画である。県内全域を対象区域としており、2021年度から2030年度までの10年間を計画期間とする。

戦略では、「長期目標（2050年ビジョン）」を定め、「生物多様性を主流化し、あらゆる主体が連携し、生物多様性の回復に転じる」といった「計画目標（2030年目標）」を設定している。また、2030年まで特に注力して実施する事業を「重点プロジェクト」として定め、本県の生物多様性に関わるあらゆる主体と連携して推進することとしている。



2 中間見直しについて

(1) 中間見直しの必要性

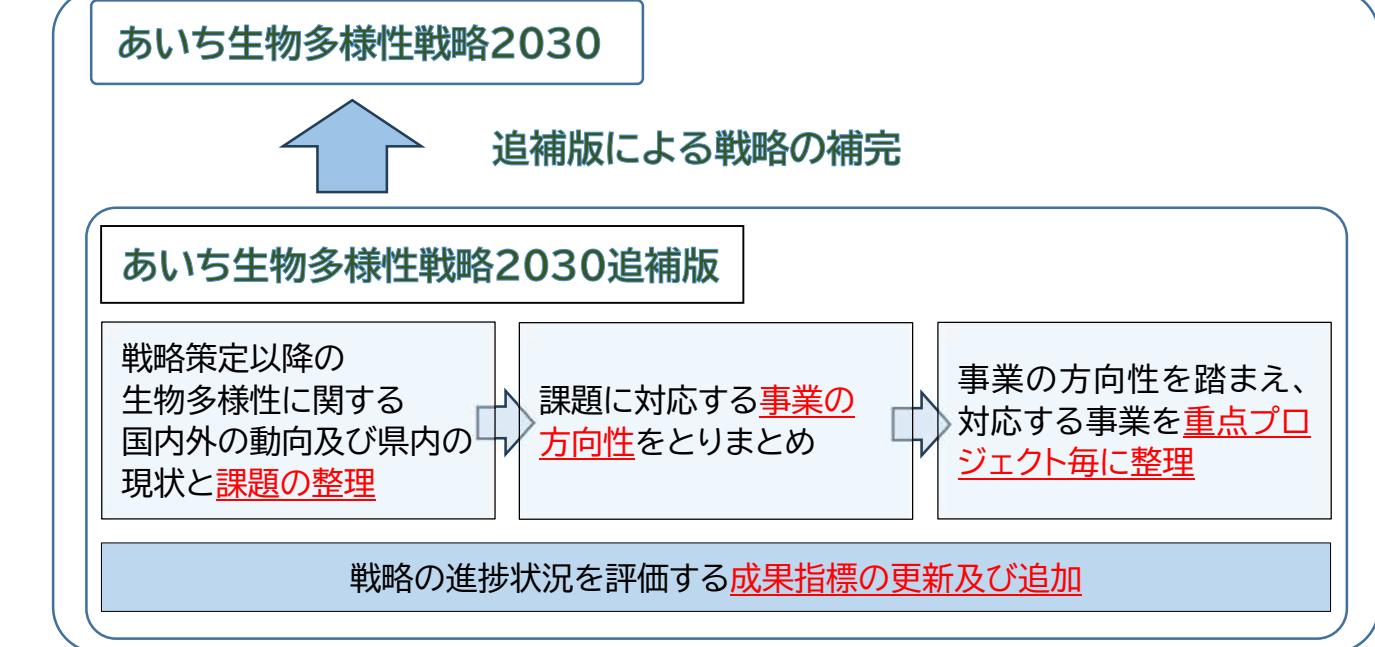
あいち生物多様性戦略 2030 は、計画期間の中間年である 2025 年度に、成果指標を点検することとしている。

戦略策定(2021.2)以降、生物多様性を取り巻く状況は大きく変化していることから、成果指標の状況の変化や、世界や国等の動向を踏まえて中間見直しを行う。

中間見直しにあたっては、成果指標における数値目標の更新、重点プロジェクト等を推進する施策の新規追加等の内容を含む追補版を作成する。

(2) 追補版の構成

あいち生物多様性戦略 2030 追補版の構成イメージ



(3) 検討スケジュール（案）

2025年12月18日	環境審議会より自然環境保全部会に付託
12月24日	自然環境保全部会第1回にて見直し案（追補版（素案））を審議（今回）
2026年1月～2月	御意見の反映、関係部局との調整、追補版（案）の作成
2月下旬～3月中旬	自然環境保全部会第2回にて見直し案（追補版（案））を審議
3月中旬～3月末	自然環境保全部会から環境審議会に報告、環境審議会から答申
3月末	あいち生物多様性戦略 2030 追補版 公表